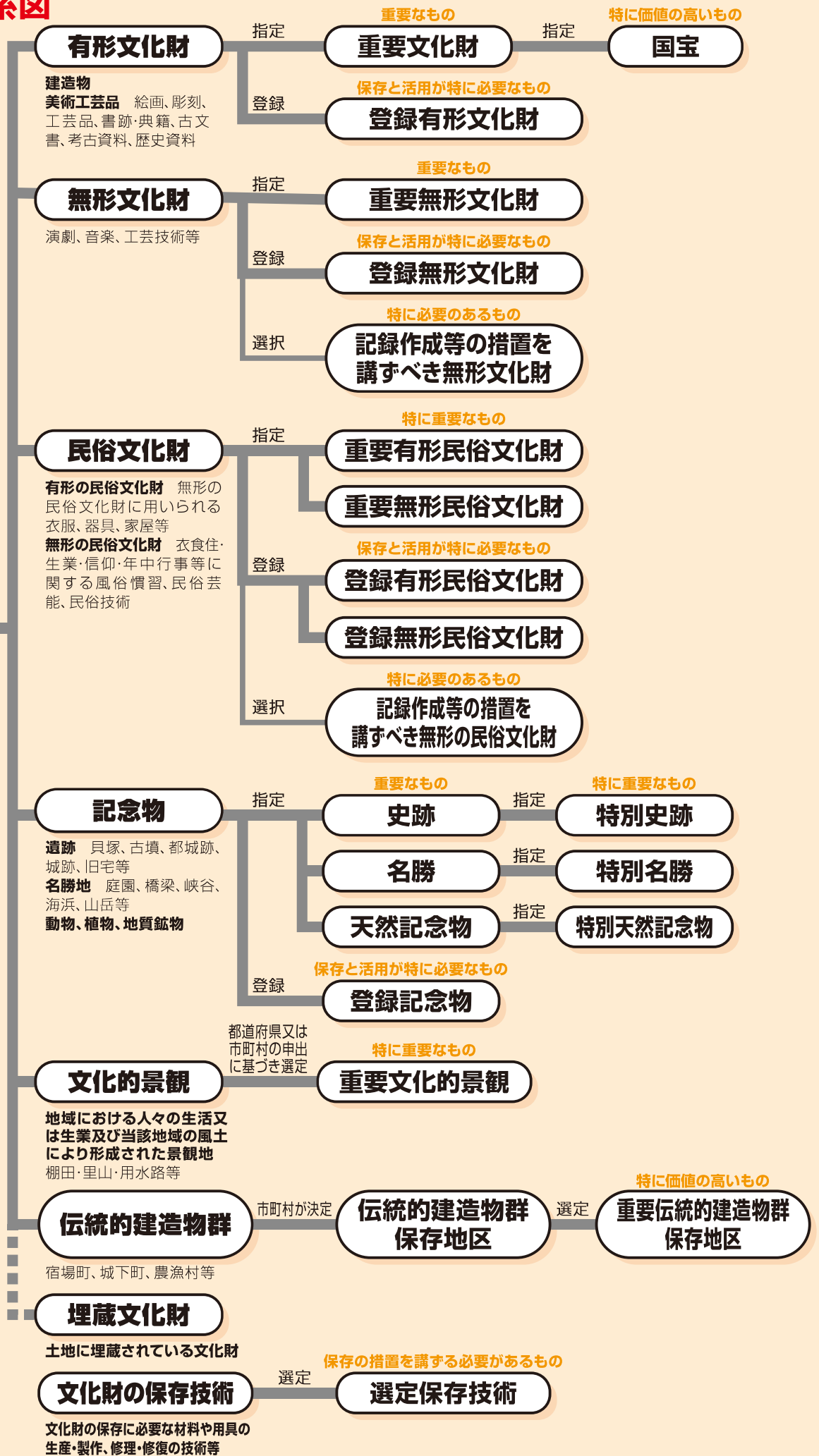


# 文化財の体系図

# 文化財



# 文化財保護法とは

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

## 【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

## 【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡、名勝、天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

## 【任務と心構え】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用<sup>に努めなければならない</sup>（第4条①、②）。



有形文化財建造物  
(国宝瑞龍寺)



有形文化財  
(国宝黒韋威胴丸兜 大袖付)



重要無形文化財  
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財  
(青森市ねぶた)

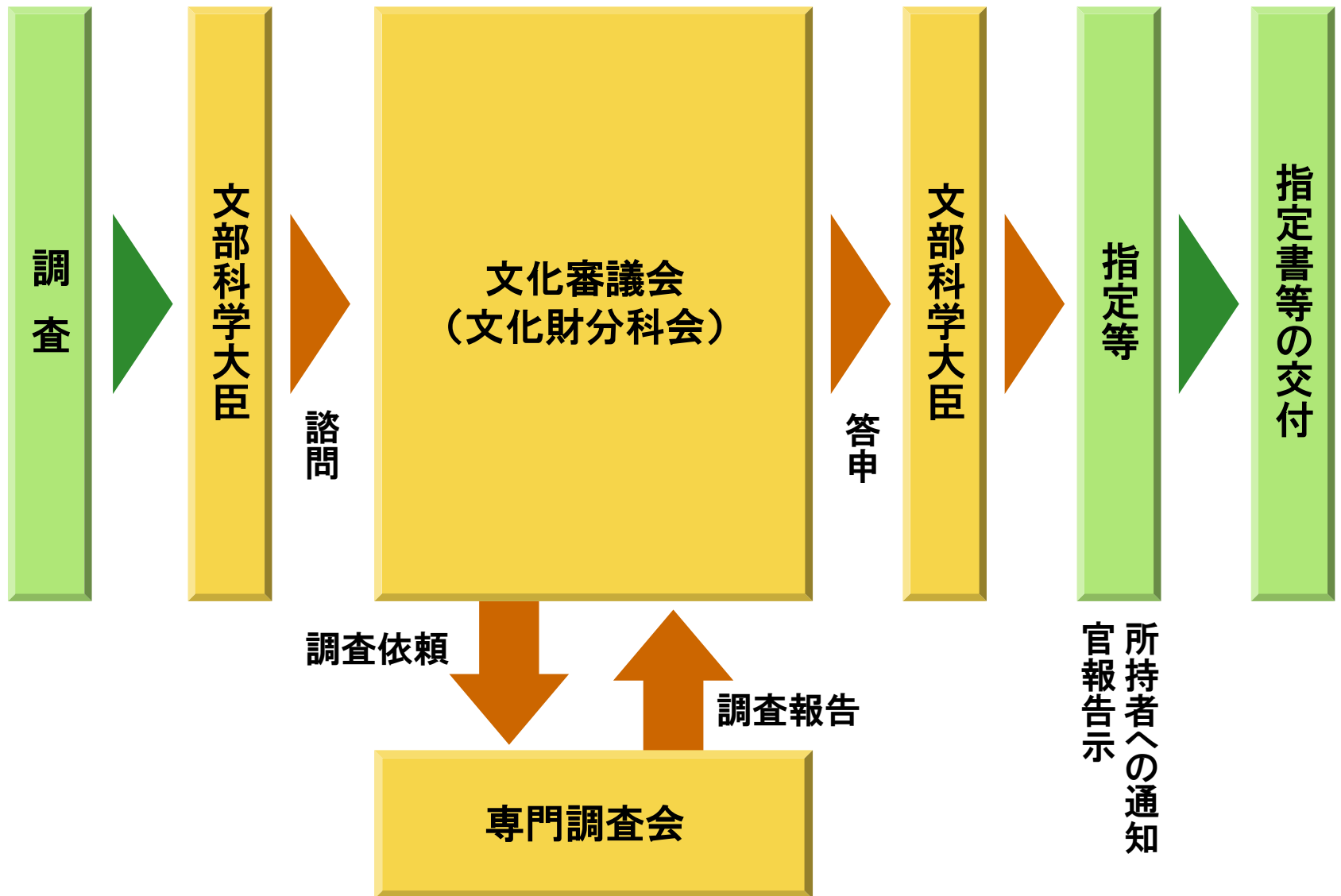


伝統的建造物群と民俗文化財  
(岐阜県美濃市)



文化的景観

# 文化財の指定等を受けるまで



## 文化財保護(=保存+活用)の法律上のスキーム

### ○ 国の役割：

- 重要な文化財の指定・選定・登録
- 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- 修理・公開等への補助、税制優遇措置 等

### ○ 所有者の役割：

- 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- 文化財の管理・修理・公開
- 重要文化財等の国に対する売渡の申出

### ○ 地方自治体の役割：

- 文化財保護条例の制定
- 国指定を除く文化財の指定 等
- 修理・公開等への補助

### ※ 罰 則：

- 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

## 管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

### ○ 管 理：

- 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- 適切な管理のため必要があるときは、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

### ○ 公 開：

- 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。